

2種混合ワクチン予防接種のお知らせ

～ シフテリア・破傷風 ～

お子さんが2種混合ワクチン予防接種の対象年齢となりましたので、お知らせします。
南箕輪村では、お子さんの体調に合わせて予防接種ができるよう、医療機関での個別接種で実施しています。必要性や副反応について理解された上で、感染症予防のために接種していただきますようお願いいたします。

- 接種場所 別紙「令和7年度 予防接種協力医療機関一覧表」のとおり
※事前に医療機関に予約をしてください。
- 回数 1回
- 持ち物 予診票 ・ 母子健康手帳
- 費用 無料（全額公費負担）
※キャンセルの場合、キャンセル料（ワクチン代など）が発生する
可能性があります。
※対象年齢を過ぎると全額自費となります。
- 対象年齢 11歳以上 13歳未満(13歳の誕生日の前日まで)

■ 予防接種を受ける前の注意事項

- ① 通知等をよく読んでいただき、必要性や副反応について理解された上で接種をお願いします。
わからないことは、予防接種を受ける前に必ず医療機関で確認しましょう。
- ② お子さんの日頃の様子ができる保護者の方が、医療機関に連れて行きましょう。
- ③ 予診票はお子さんを診察して接種する医師への大切な情報です。責任を持って記入しましょう。
- ④ 接種当日はお子さんの体温を測り、普段と変わった様子がないことを確認してください。お子さんの体調が悪い時は、無理をせずにやめておきましょう。
- ⑤ 村から転出後は、村発行の予診票は使用できなくなりますので、ご注意ください。

■ 予防接種を受けることができない場合

- ① 明らかに発熱している。（通常37.5度以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている。
- ③ ワクチンの成分によってアナフィラキシー通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応の起こしたことがある。
- ④ 医師に予防接種を受けない方がよいと言われた。

■ 予防接種を受ける際、医師とよく相談しなければならない場合

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気及び発育障がいなどで治療を受けている。
- ② 予防接種後2日以内に発熱及び全身性の発しんなどアレルギーを疑う症状がみられた。
- ③ 接種しようとするワクチンの成分に対して、アレルギー症状が出るおそれがある。
- ④ 今までにけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある。
- ⑤ 過去に免疫の検査をして異常を指摘されたことがある。または、近親者に先天性免疫不全症の方がいる。

■ 予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種の種類によってはアレルギー反応を起こすことがあります。接種後30分程度は、医療機関とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出た場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 接種当日の入浴は差しつかえありませんが、接種部位をこすらないようにしましょう。
- ④ 接種当日の激しい運動は避けましょう。

■ ワクチンについて

・ジフテリア

ジフテリア菌の飛沫感染で起こります。主にのどに感染しますが、鼻にも感染します。症状は高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐などで、咽頭に偽膜と呼ばれる膜ができて窒息することもあります。発病後2～3週間には、菌の出す毒素によって心筋障害や神経麻痺を起こすこともあります。

ジフテリアに感染しても症状が出るのは10%程度の人だけで、大半は症状が出ないまま保菌者となります。保菌者を通じて感染することもあります。

・破傷風

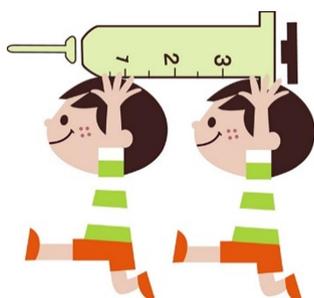
破傷風は人から人へ感染するのではなく、土の中にいる破傷風菌が傷口から人の体内に入ることによって感染します。傷口から入った破傷風菌が体内で増えると、菌の出す毒素のために筋肉の強直性けいれんを起こします。最初は口が開かなくなるなどの症状がみられ、やがて全身性のけいれんを起こすようになります。治療が遅れると死に至ることもある病気です。

患者の半数は、自分では気づかない程度の小さな傷が原因で感染しています。破傷風菌は日本中の土の中にいますので、感染する機会は常にあり、注意が必要です。

■ ワクチンの副反応

接種部位が赤くなる、はれる、しこりになるなどの症状がみられることがあります。しこりは少しずつ小さくなりますが、数ヶ月残ることもあります。特に過敏なお子さんで、ひじをこえて上腕全体がはれることがまれにあります。通常熱は出ませんが、接種後24時間以内に37.5度以上の熱が出たお子さんがごくわずかにいます。重い副反応はなくても、気になる症状がある時は医師に相談してください。

ワクチンの種類によっては、極めてまれに（百万から数百万人に1人程度）に脳炎や神経障害などの重い副反応が出る場合があります。このような場合に、厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定した時は、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。



【お問い合わせ先】

南箕輪村役場 こども課 母子保健係

TEL : 0265-98-8310